



# 福祉医療制度のご案内

医療費の負担を軽減するために、次のような助成制度があります。申請をしていない人で、該当すると思われる人は、役場保険医療課までお問合せください。

▶ 問合せ 役場保険医療課

## 子ども医療

- 対象者
  - 中学校卒業までの子
  - 対象者には、「子ども医療費受給者証」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
- 所得制限 なし

## 障害者医療

- 対象者
  - 身体障害者手帳所持者
    - (1～3級、4級腎臓機能障害、4～6級進行性筋萎縮症)
  - 療育手帳所持者 (A、B判定)
  - 自閉症状群と診断された人
- ※自閉症状群の要件で申請される場合は、事前にご相談ください
- 対象者には、「障害者医療費受給者証」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
- 所得制限 なし

## 母子・父子家庭医療

- 対象者
  - 18歳の年度末までの子を扶養している母(父)とその子
  - 父母のいない18歳の年度末までの子
- 対象者には、「母子・父子家庭医療費受給者証」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
- 所得制限 児童扶養手当一部支給制限額に準ずる(母・父)

※助成の対象は、保険診療内のものに限り  
(予防接種、歯列矯正、入院時の食事代、差額ベッド代等は対象外です)

## こんな時には届け出を

- 受給資格要件に該当しなくなったとき
- 氏名、住所、加入している医療保険が変わったとき
- 転入したとき ○転出するとき ○死亡したとき
- 交通事故等、第三者から被害を受けた場合のケガで福祉医療を使うとき

## 精神障害者医療

- 対象者
  - ①自立支援医療受給者証(精神通院)所持者
    - ①の人には「精神障害者医療費受給者証(精神通院医療のみ使用可)」が発行され、自立支援医療受給者証に記載された医療機関では、通院に限り自己負担はありません。
  - ②精神障害者保健福祉手帳(1、2級)所持者
    - ②の人には「精神障害者医療費受給者証(全疾患の入院医療・通院医療可)」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
- ※精神通院をされている人は、「自立支援医療受給者証(精神通院)」が別途必要です
- 所得制限 なし

## 後期高齢者福祉医療

- 対象者
  - 後期高齢者医療に加入されている人のうち
    - ①母子・父子家庭医療該当者
    - ②戦傷病者手帳所持者
    - ③ひとり暮らし、ねたきり・認知症高齢者
    - ④障害者医療該当者
    - ⑤感染症予防法、精神保健法による命令入所該当者
    - ⑥精神障害者保健福祉手帳(1、2級)所持者
    - ⑦自立支援医療受給者証(精神通院)所持者
- 対象者には、「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行され、①～⑥は入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
- ※精神通院をされている人は、「自立支援医療受給者証(精神通院)」が別途必要です
- ⑦は自立支援医療受給者証に記載された医療機関では、通院に限り自己負担はありません。
- 所得制限
  - ①母子・父子家庭医療に準ずる
  - ②障害児福祉手当に準ずる
  - ③町民税非課税世帯のみ対象(世帯を分けていても、生計を同一にしている場合は、同じ世帯とみなします)
  - ④⑤⑥⑦ なし